

時:日時 所:場所 内:内容 講:講師 対:対象 定:定員 ￥:料金 持:持ち物 他:その他 申:申込方法 問:問い合わせ

### 伐採及び伐採後の造林の届出書(伐採届)

問 農林課 林務係  
☎0266-72-2101 (内線 405)

**内** 茅野市の森林整備計画区域内の立木の伐採を行うときは、森林法の定めにより「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

#### 【伐採届】

森林や立木の伐採をする場合は、事前の届出が必要です。伐採届の提出は、伐採を行う90日前から30日前までに必要となりますので、早めの手続きをお願いします。また、災害等に際し、緊急に伐採する場合は、事後の届出が必要となります。判断が難しい場合はお問合せ下さい。

#### 【別荘分譲地内での立木の伐採】

別荘分譲地内での立木の伐採については、管理事務所への申請が必要となる場合があります。伐採前に各管理事務所へ確認してください。

**対** 茅野市の森林整備計画区域内の立木の伐採を行う方

**他** 伐採予定地が茅野市の森林整備計画区域に含まれているかの確認は、農林課林務係へお問い合わせください。

#### 申【届出方法】

農林課林務係窓口または、ホームページに様式があります。必要書類を添付の上、農林課林務係へご提出ください。



～森林法改正に伴う伐採届の変更点等～  
伐採届の添付書類が統一・義務化されました

森林法の改正に伴い、伐採届の添付書類が統一・義務化されました。令和5年4月1日以降に、茅野市に伐採届を提出する際に必要な添付書類は以下のとおりです。

#### 【添付書類】

- ・森林の位置図・区域図
  - ・届出者の身分確認書類（運転免許証、法人は登記事項証明書等）の写し
  - ・他法令の許認可関係書類（該当する場合のみ）
  - ・土地の登記事項証明書等
  - ・伐採の権原関係書類（届出者が土地所有者でない場合）
  - ・隣接森林との境界関係書類
  - ・現場写真（2～3枚）
  - ・その他必要と認める書類
- ※詳細はホームページをご覧くださいか、農林課林務係へお問い合わせください。

#### 伐採届の関係様式が変更になりました

森林法の改正に伴い、令和5年4月1日以降に提出していただく伐採届の関係様式が変更となりました。変更後の様式については農林課林務係窓口やホームページで公開していますので、ご確認ください。なお、従来の伐採届関係様式についても、当面の間は引き続きご使用いただけます。

### 浄化槽の適正管理で美しい水環境を！

**内** 浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する設備なので、微生物が活動しやすい環境を保つために適切な維持管理が必要です。人間のよう健康管理（保守点検、清掃）を行い、定期的に健康診断（法定検査）を行いましょう。

#### 【保守点検】

設備が適切に動き、いつもきれいな処理水を保つため、定期的に槽内の微生物の管理や装置の点検、調整をしましょう。作業は県知事の登録を受けた業者に依頼してください。

#### 【清掃】

浄化槽内にたまった汚泥、異物などを抜き出し、浄化槽内の調整・洗浄をしましょう。汚泥がたまりすぎると、水質低下や悪臭の原因になります。作業は市町村の許可を受けた以下の清掃業者に依頼してください。

#### ■清掃業者

(有) 茅野市清掃協会  
☎0266-72-7722

#### 【法定検査】

浄化槽は車検と同じように法定検査を受けることが義務づけられています。新設後3か月から8か月の間に検査をし、その後は年一回の検査を受けなければなりません。法定検査の受検については、以下までお問合せください。

#### ■法定検査についての問合せ

(公社) 長野県浄化槽協会 検査センター 諏訪分室  
☎0266-53-6201

**問** 環境課 公害衛生係

☎0266-72-2101 (内線 265)

# 情報ネットワーク

要点のみを掲載しています。  
詳しい内容は、各担当課・各施設・ホームページなどでご確認ください。

### 不自然な枯れマツの情報提供をお願いします

**内** 松くい虫被害は、マツノマダラカミキリにより媒介されるマツノザイセンチュウによって引き起こされ、それまで健康だったマツを急激に枯らします。松くい虫被害の早期発見及び被害拡大防止のため、松林の一部だけ枯れている等、不自然な枯れマツを見かけたら、情報提供をお願いします。

#### 【松くい虫とは】

クロマツやアカマツを枯らす森林病害虫を松くい虫と呼びます。被害木は葉が赤褐色又は黄褐色に枯れあがり、最後には葉が全て落ちてしまいます。また、幹を傷つけた際に松ヤニがでないことも特徴です。

**問** 農林課 林務係

☎0266-72-2101 (内線 405)



↑松くい虫被害木  
(写真:長野県林業総合センター提供)

### Information

## お知らせ

### 別荘所有者(家屋敷税の課税者)が受けられるサービス

**内** 【公共交通(路線バス)】

家屋敷税課税対象となっている方および同居親族のうち、65歳以上の方は茅野市が発行する公共交通(路線バス)利用者証を提示することにより、1回当たり上限300円の運賃で乗車できます。(割引対象路線は、メルヘン街道バスと穴山・原村線の茅野市内区間のみとなります。)公共交通(路線バス)利用者証の発行は、身分証明書を持参の上、地域福祉課窓口にてお手続きください。

**【市営温泉施設】**

家屋敷税課税対象となっている方および同居親族の方は、「アクアランド茅野」、「河原の湯」、「金鶏の湯」、「縄文の湯」、「望岳の湯」、「塩壺の湯」を利用される場合、市民料金でご利用できます。

**他** 温泉施設の場所や営業時間等の詳細は11ページをご覧ください。

**問** 地域福祉課 福祉21推進係

☎0266-72-2101(内線 302・303)

## 諏訪地区小児夜間急病センター

諏訪地区小児夜間急病センターは、夜間の外来診療を専門とする小児医療機関です。夜間にお子さんが急病の際にご利用ください。ご利用の際は、事前にお電話にて症状をお伝えください。

診療日: 毎週 火曜日・木曜日・土曜日・日曜日

診療科目: 小児科 (※ケガ・やけど・ハチ刺され・誤飲等は除きます。)

# 諏訪地区小児夜間急病センター

まずはお電話で症状をお伝えください

夜間にお子さんが体調をくずして、どこに相談しようか迷ったことはありませんか? 急な発熱、腹痛、嘔吐などでお困りのときは、諏訪地区小児夜間急病センターで受診できます。



- 診療科目 小児科 (生後3ヶ月以上、中学生以下)  
(けが・やけど・ハチ刺され・誤飲は除きます)
- 診療時間 午後7時～午後9時  
(受付時間: 午後6時30分～午後9時)  
よるきゅうきゅう
- 電話 0266-54-4699  
諏訪市四賀2299-1 (平安堂諏訪店駐車場の奥です)